

◆後見人の一般的業務内容

死後事務

①個々の相続財産の保存に必要な行為

○相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合
に行う時効の中断 等

②弁済期が到来した債務の弁済

○成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払い 等

③被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他 相続財産全体の保存に必要な行為(①②に当たる行為を除く)

○遺体の火葬に関する契約の締結、債務を弁済するための預貯金(被
後見人名義)の払い戻し 等

※「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法
の一部を改正する法律」(平成28年法律第27号)の規定より